

平成 28 年 1 月から、 社会保障、税、災害対策の行政手続きで マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続きにしか使いません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

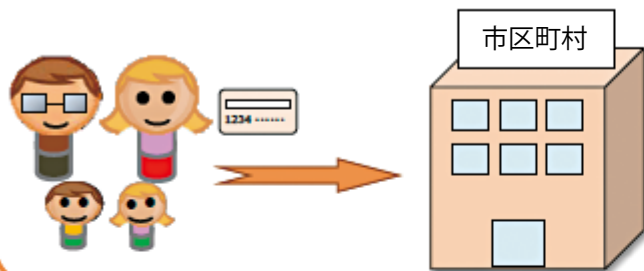
など

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

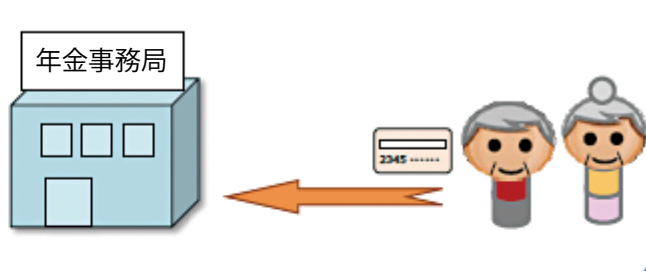
マイナンバーは次のような場面で使います。



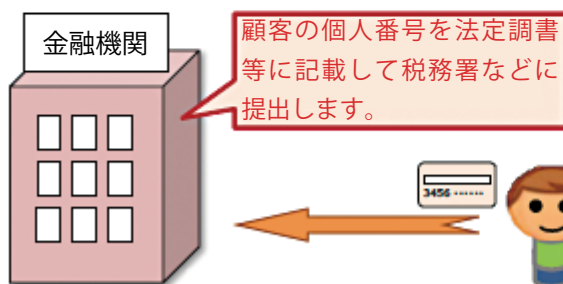
毎年 6 月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提供します。



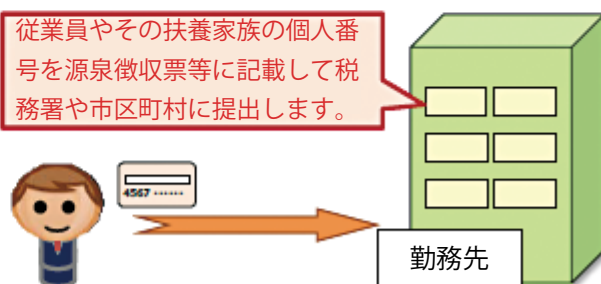
年金の裁定請求の際に年金事務所に
マイナンバーを提供します。



証券会社や保険会社等にマイナンバー
を提示し、法定調書等に記載します。



勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します。



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

平成 27 年 10 月から、
あなたにも**マイナンバー（個人番号）**が通知されます。

- 住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号（12 桁）が通知されます。
- マイナンバーは**住民票の世帯ごとに簡易書留**で届きます。
（市は、発送を「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」にお願いしています。）
【簡易書留の中身】
 - ☐ マイナンバーの「通知カード」
 - ☐ 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
 - ☐ 説明書

- ※ 1 現在のお住まいが住民票の住所と異なる方は、通知カードを確実に受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。
- ※ 2 マイナンバーは一生使うものですから、大切に保管してください。
- ※ 3 「広報おおたわら」10 月号においても追加情報をお知らせします。



愛称：マイナちゃん

マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状態を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

覚えておきたい4つのこと(スケジュール)



1つ目

住所確認！！

現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、**通知カードを確実に受け取ることができない可能性があります。**

原則として、マイナンバーは
住民票に記載された世帯ごと
にお送りします。



2つ目

マイナンバーは10月以降
簡易書留で届きます

→ 簡易書留の中身を確認しましょう！

以下の3つ、入っていますか？

大切な書類です。まちがって捨てないでね！

- ✓ マイナンバーの「通知カード」
- ✓ 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ✓ マイナンバーについての説明書類



3つ目

申請しよう！ 個人番号カード

申請方法①



- ① 個人番号カードの申請書に、
- ② 署名又は記名押印をし、
- ③ 顔写真を貼付の上、**返信用封筒**に入れ、郵便ポストへ！

申請方法②

郵送も面倒・・・
そんな方は！！

スマートフォンで顔写真を
撮影
⇒ **オンライン申請も可能！**

4つ目

個人番号カード受取

平成28年1月以降に、ご本人が市民課等の窓口で受け取れます。

受取の際、

- ① 大切に保管していた「通知カード」
 - ② 申請後に届く「交付通知書（はがき）」
 - ③ 運転免許証などの「本人確認書類」
- をお持ちください。

※ **住基カードをお持ちの方は、返却が必要です。**

無料です！



個人番号カードとは…？



表面に

氏名、住所、生年月日、性別、顔写真

裏面に

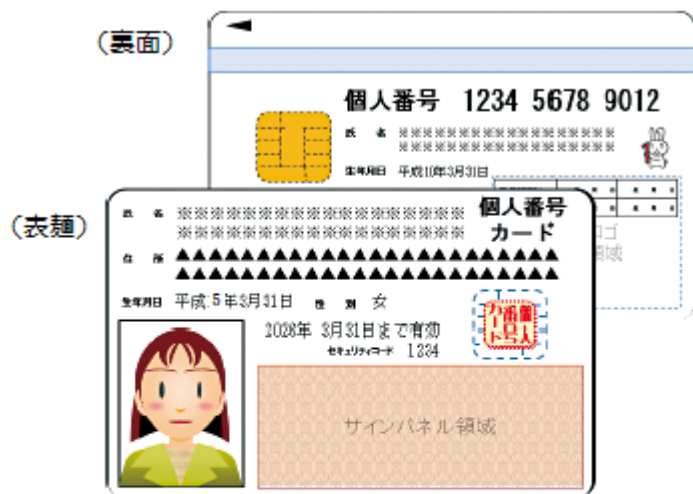
マイナンバーなどが記載され、ICチップが搭載されたプラスチックのカードです。

個人番号カードは

- ・ 自分のマイナンバーを記載した書面を提出する場面
 - ・ さまざまな本人確認の場面
- で利用することができるカードです。



個人番号カードは、 本人確認のための身分証明書として使える ほか、さまざまなサービスに利用できます。



- ・通知カードに同封された申請書を郵送する、またはオンラインで申請すると、個人番号カードが交付されます。
- ・e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。
- ・平成28年1月から、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明、住民税決定証明がコンビニで取得できる予定です。
- ・住基カードをお持ちの方は有効期限まで使用できますが、個人番号カードの交付を受ける時は返却が必要です。

※カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られ、所得などの情報は記録されません。(個人情報は今までどおり、市役所、年金事務所、税務署などが分散して管理します。)

安全・安心に利用できるの？
本当に便利になるの？



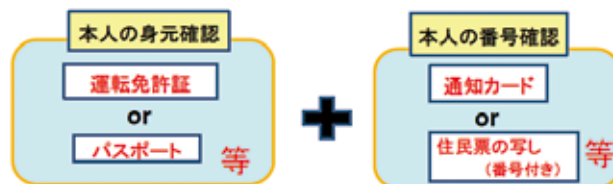
個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は入っていません。

万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日コールセンターで対応します。

顔写真やパスワードが設定されていますので、もともと不正利用されるリスクは限定的です。
マイナンバーを記載した書類を提出する際、義務付けられている本人確認が個人番号カードなら1枚で完了

ちなみに、マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードだけでは本人確認は完了しません。

法律による本人確認の義務



個人番号カードを取得すれば、マイナンバーを提供するときに、複数の書類の用意は不要です。

マイナンバーを含む自分の個人情報がやりとりされた記録を確認できます。



マイナポータル

マイナンバーを含む自分の個人情報について、誰が、なぜ提供したのかを確認できます

行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できます

行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来ます



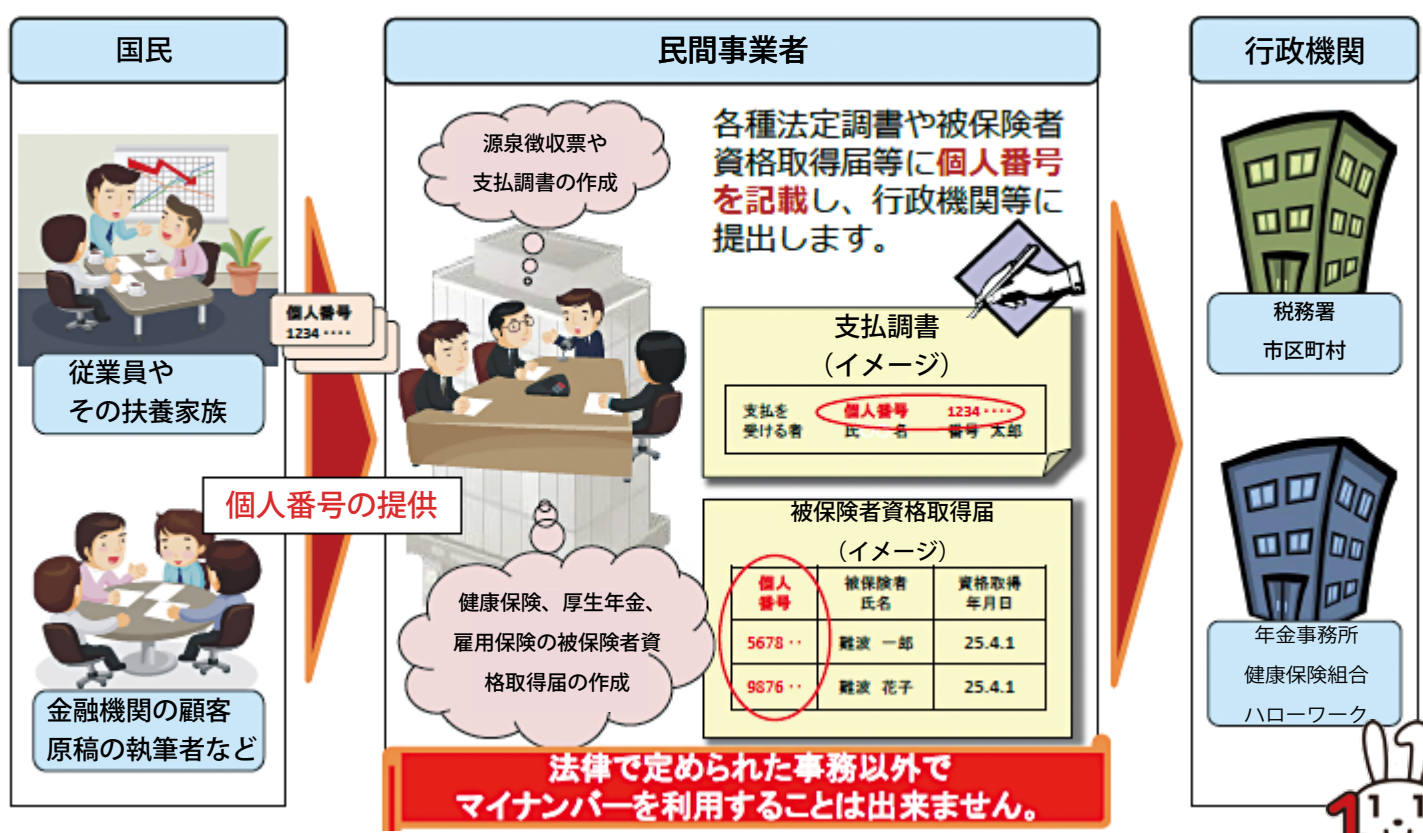
- ・マイナポータル(情報提供等記録開示システム)は、平成29年1月から稼働予定です。
- ・マイナポータルの詳細は、現在検討中です。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。



- ・マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供します。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

民間事業者も、税や社会保険の手続きで マイナンバーを取り扱います。



最新情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー をご覧ください。

マイナンバー公式 twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

●大田原市の問合せ窓口は、
政策推進課 TEL (23) 8701
となります。

●10月号の広報おおたわらでも
追加情報を掲載する予定ですので、
ご覧いただきますようお願いします。

ご不明な点は マイナンバーの コールセンター

マイナンバー
0570-20-0178
まで